

プラスチック製買物袋の有料化 ～2020年7月1日スタート～

令和2年2月

財務省



農林水産省
MAFF



プラスチック製買物袋の有料化に向けた省令改正

- レジ袋など容器包装の使用合理化の取組を定める「容器包装リサイクル法」の省令（※）について、以下のとおり改正を行った。
- 小売事業を行う際には容器包装の使用の合理化に向けた①～⑤の取組のうちいずれかを行うことが義務づけられているところ、今般の改正により、レジ袋（プラスチック製買物袋）については有料化が必須となった。

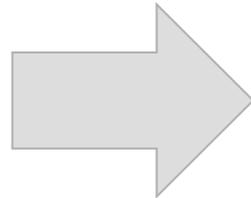
（※）改正省令：

小売業に属する事業を行う者の容器包装の使用の合理化により容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令

【改正前】

<容器包装全般について>

- ①有料化
- ②ポイント還元
- ③マイバッグの提供
- ④声がけの推進
- ⑤その他取組



【改正後】

<プラスチック製買物袋について>

有料化 が必須

<容器包装全般について>

- ①有料化
- ②ポイント還元
- ③マイバッグの提供
- ④声がけの推進
- ⑤その他取組

1. 対象となる事業者
2. 対象となる袋
3. お金（価格設定と売上の使途）
4. その他

1. 対象となる事業者

対象となる事業者

事業において容器包装を用いる者であって、小売業に属する事業を行う者

⇒ プラスチック製買物袋を扱う小売業を営むすべての事業者

<判断ポイント>

[1. 小売業を行うか]



主な業種が小売業ではない事業者（製造業やサービス業など）も、**事業の一部として小売業を行っている場合は対象**

対象となる例

- 1) 製造業者や卸売業者が、製品をショッピングモールや百貨店で販売する
- 2) 美容サロンで美容グッズを販売する

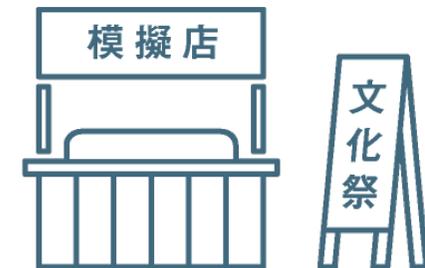
※小売業とは、各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食品小売業、自動車部分品・附属品小売業、家具・じゅう器・機械器具小売業、医薬品・化粧品小売業、書籍・文房具小売業、スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業及びたばこ・喫煙具専門小売業

[2. 事業であるか]

・**反復継続性** などをもとに総合的に判断

対象外となる例

学園祭における模擬店



1. 対象となる事業者
2. 対象となる袋
3. お金（価格設定と売上の使途）
4. その他

2. 対象となる袋（全体概念図）

あらゆるプラスチック製買物袋は有料化することにより
過剰な使用を抑制していくことが基本

省令に基づく有料化の対象

- 消費者が購入した商品を持ち運ぶために用いる、持ち手のついたプラスチック製買物袋

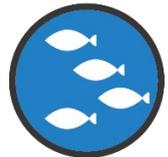


対象とならない買物袋についても
環境価値に応じた価値付け等を推進

- 厚さが50 μm 以上の買物袋



- 海洋生分解性プラスチックの配合率100%の買物袋



- バイオマスプラスチックの配合率25%以上の買物袋



使用される買物袋については、上記のものや紙等の再生可能資源を用いたもの等への転換を推進

2. 対象となる袋（法令に基づく対象の袋）

法令に基づく対象の袋

消費者が購入した商品を持ち運ぶために用いる、持ち手のついたプラスチック製の買物袋

<判断ポイント>

[1. 素材]

対象



プラスチック

対象外



紙

布

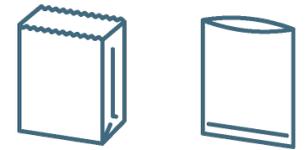
[2. 持ち手]

対象



持ち手がある

対象外



持ち手がない

[3. 商品を入れるか]

対象



袋の中身が
商品

対象外



景品

試供品

※表示により商品と明確に
区別されるもの

[4. 辞退できるか]

対象



消費者が
辞退できる

対象外



袋が商品の
一部

別の法令で
決められたもの
(免税の袋など)

2. 対象となる袋（法令に基づく対象外の袋）

法令に基づく対象外の袋

環境性能が認められ、**その旨の表示がある**以下3種類の袋

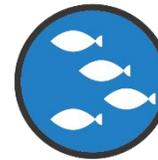
1. プラスチックのフィルムの**厚さが50マイクロメートル以上**



繰り返し使用することが可能なため、プラスチック製買物袋の過剰な使用抑制に寄与

- 【必要な表示】
- ・フィルムの厚さが50マイクロメートル以上
 - ・繰り返し使用を推奨

2. **海洋生分解性プラスチック**の配合率**100%**



海洋で分解するプラスチックであるため、海洋プラスチックごみ問題対策に寄与

- 【必要な表示】
- ・海洋生分解性プラスチックの配合率100%
 - ・第三者による認定または認証

3. **バイオマス素材**の配合率**25%以上**



植物由来であるため、地球温暖化対策に寄与

- 【必要な表示】
- ・バイオマス素材の配合率25%以上
 - ・第三者による認定または認証

1. 対象となる事業者
2. 対象となる袋
3. お金（価格設定と売上の使途）
4. その他

3. お金（価格設定と売上の用途）

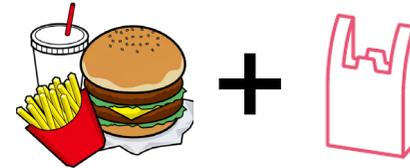
価格設定と売上の用途は、**事業者が自ら設定**

<留意点>

1. 商品との一体価格の表示

商品の価格とプラスチック製買物袋の価格を一体として表示する場合、プラスチック製買物袋の価格が明らかとなるように提示

(例)



ハンバーガーセット ¥735
(レジ袋代¥5を含む)

※レジ袋の代金を商品価格に含めた場合であっても、レジ袋代金の消費税率は10%となることに注意。

2. 1円以上の価格設定

1枚当たり1円未満の価格設定は有料化には当たらない

3. 1枚ごとの値付け

複数枚のプラスチック製買物袋を提供する際、1枚ごとに価格を設定

(ダメな例)



1枚目 3円

2枚目以降 無料

